

改正されます。

# 〈国民健康保険〉

## 一部負担金が年齢によって変わります。

少子化対策により3歳未満の乳幼児の一部負担金が3割から2割になります。  
また、70歳以上の高齢者の一部負担金は1割になります（一定以上の所得者は2割負担）。

## 高額医療費の自己負担限度額が変わります。

同じ人が同月内に同一の医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、申請により認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

ただし、70歳以上と未満に分け、70歳以上の外来については、まず個人単位で外来の自己負担限度額を適用し、その後、入院の自己負担限度額を合算します。そして70歳未満の合算対象分とあわせ、世帯全体の自己負担限度額を適用します。

## 自己負担限度額

### 平成14年9月30日まで

(単位:円)

70歳未満	上位所得者	121,800+(医療費-609,000) ×1% (4回目以降 70,800)
	一般の人	63,600+(医療費-318,000) ×1% (4回目以降 37,200)
	住民税非課税世帯	35,400 (4回目以降 24,600)

		外来	入院
70歳以上の高齢者	一般		37,200
	住民税非課税世帯	3,200 大病院 (5,300)	24,600
	低所得者 高齢福祉年金受給者		15,000

### 平成14年10月1日から

(単位:円)

70歳以上(老人保健制度対象者を除く)			国保世帯全体	
	個人単位(外来のみ)	世帯単位(入院含む)		
一定以上所得者	40,200	72,300+(医療費-361,500) ×1% (4回目以降 40,200)	上位所得者	139,800+(医療費-699,000) ×1% (4回目以降 77,700)
			一般	72,300+(医療費-361,500) ×1% (4回目以降 40,200)
一般	12,000	40,200	上位所得者	139,800+(医療費-699,000) ×1% (4回目以降 77,700)
			一般	72,300+(医療費-361,500) ×1% (4回目以降 40,200)
低所得者Ⅱ			低所得者	35,400 (4回目以降 24,600)
低所得者Ⅰ	8,000	15,000		

## 退職者医療制度の対象年齢が75歳未満に変わります。

老人保健での対象年齢の引き上げにあわせて、退職者医療制度の対象年齢が70歳未満から75歳未満に5年間で段階的に引き上げられます。

70歳以上の退職者医療制度の対象者の自己負担は、1割（一定以上の所得者は2割）となります。

## 外来薬剤一部負担金が廃止されます。(平成15年4月1日から)

## 退職被保険者の一部負担金が変わります。(平成15年4月1日から)

被用者保険における一部負担金の見直しにあわせて退職被保険者（被扶養者を含む）の一部負担金が3割になります。